

件名	苦情等の審査について
受付日	令和元年8月21日
ご意見・ご提案の概要	苦情等の審査を申し立てたが、相当期間を経過しないと受理するのか否か回答が来ない。
県の考え方	<p>苦情等の審査では、申し立ていただいた方のご意向をできる限り汲み取ることができるよう、担当課から丁寧に事情を聴取しながら事案ごとに慎重に審査を進めております。</p> <p>ご意見のとおり、申立の内容によっては精査に時間を要するものがありますが、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>
担当課	総務部 行政管理課